

# 桐生市の文化財

文化財番号 353

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 01

指定日 平成14年 3月12日

指定名称

ちょうせんじほんどう

**長泉寺本堂**

施設名称等



所在地 桐生市梅田町四丁目21  
管理者 長泉寺

指定内容 本堂 入母屋造平入 銅板  
葺

建築年代 享保3年(1718)以前

## 概要

桐生市北方にあたる梅田町の桐生川右岸に位置する曹洞宗寺院である。

開創については、桐生氏四代在義(在俊)の法名が「長泉菴殿竜岩性白大禅定門」であることから、元々は桐生在義の位牌所として文明8年(1476)頃に建立されたとする説が「桐生市史」にある。

本堂は中規模の六室構成方丈形式で、向拝は設けず簡素な外観で当初茅葺だった屋根は昭和54年に銅板葺に変更されている。内陣左の柱に打たれた掛札には「客殿建立 正徳二壬辰歳(1712) 極月十日棟上 繁山嶺苗代」と書かれ、また、位牌間にある位牌壇下の板戸には「奉書納榔子松花絵 狩野法橋大雪 享保三戌丙(ママ)(1718)」の墨書が残っている。当本堂は曹洞宗方丈形式本堂の古式を示す部分が多い建築で、上記いずれかの墨書が建立年代を示すと思われる。